

連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書

差引翌期首現在連結個別利益積立金額 又は差引翌期首現在利益積立金額 〔別表五の二(一)付表一「25の④」 又は別表五(一)「31の④」〕			1		円	最終利益積立金額の計算	前期までの適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた最終利益積立金額 (前期の ((13) + (15)))	13		円
最終利益積立金額の計算	最 終 利 益 積 立 金 額	2		最終利益積立金額 (前期の ((14) + (16)))			14			
	適格合併又は適格分割型分割による調整額 (17)	3		当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた最終利益積立金額 〔被合併法人の最後事業年度の(4)又は分割法人の(16)〕			15			
	調 整 後 最 終 利 益 積 立 金 額 (2) + (3)	4		当期の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ最終利益積立金額 〔 ((2) + 期首から分割までの(3)) × 令第9条第4項第2号イに規定する分割移転割合 〕			16			
既修正額の計算	前 期 ま で の 修 正 額 (前期の(7))	5		適格分割型分割による調整額の計算		最終利益積立金額の調整額合計 (13) − (14) + (15) − (16)	17			
	当 期 の 修 正 額	6				既修正額の調整額	前期までの適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた既修正額 (前期の ((18) + (20)))	18		
	既 修 正 額 (5) + (6)	7					前期までの適格分割型分割により引継ぎをした既修正額 (前期の ((19) + (21)))	19		
適格合併又は適格分割型分割による調整額 (22)	8		当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた既修正額 〔被合併法人の最後事業年度の(9)又は分割法人の(21)〕	20						
修正未済額の計算	調 整 後 既 修 正 額 (7) + (8)	9		調整額			当期の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ既修正額 〔 ((5) + 期首から分割までの((6) + (8))) × 令第9条第4項第2号イに規定する分割移転割合 〕	21		
	修 正 対 象 額 (1) − (2)	10				既修正額の調整額合計 (18) − (19) + (20) − (21)	22			
	既 修 正 等 額 (3) + (9)	11								
当 期 末 修 正 未 済 額 (10) − (11)			12							

別表五の二(一)付表二 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分